

都道府県の消防

【都道府県の消防に関する所掌事務】

- ・消防職員および消防団員の教養訓練に関する事項
- ・市町村相互間における消防職員の人事交流のあっせんに関する事項
- ・消防統計および消防情報に関する事項
- ・消防施設の強化拡充の指導および助成に関する事項
- ・消防思想の普及宣伝に関する事項
- ・消防の用に供する設備、機械器具および資材の性能試験に関する事項
- ・市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- ・消防の応援および緊急消防援助隊に関する事項
- ・市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- ・傷病者の搬送および傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
- ・市町村の行う救急業務の指導に関する事項
- ・消防に関する市街地の等級化に関する事項※1 消防庁長官が指定する市に係るものを除く。
- ・前各号に掲げるもののほか、法律※2に基づきその権限に属する事項※2 法律に基づく命令を含む。

【前各号に掲げるもののほか、法律に基づきその権限に属する事項】

①消防組織法に基づくもの

- ・都道府県による航空機を用いた市町村消防の支援
- ・消防広域化推進計画の策定および消防広域化に関する都道府県の関与等
- ・都道府県知事による市町村に関する勧告、指導および助言
- ・非常事態の場合における都道府県知事災害防御協定の締結
- ・非常事態の場合における都道府県知事の市町村等に対する災害防御措置の指示
- ・非常事態の場合における他の都道府県内の消防の応援または支援のため、消防庁長官の求めに基づいて行う、都道府県知事による区域内の市町村長に対する消防機関の職員の応援出動等の措置の求め
- ・大規模な災害または毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害の発生時における消防庁長官の指示に基づいて行う、都道府県知事による区域内の市町村に対する緊急消防援助隊の出動の指示
- ・都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上有り、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときにおける消防応援活動調整本部の設置
- ・都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上有り、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときにおける都道府県知事による緊急消防援助隊の部隊移動の指示
- ・消防に関する人員および施設の緊急消防援助隊としての登録のため、都道府県知事による消防庁長官に対する申請
- ・都道府県による消防学校の設置

②消防法に基づくもの

- ・消防本部および消防署を置かない市町村の区域における都道府県知事による危険物製造所等の設置、変更の許可
- ・2以上の市町村の区域にわたって設置される移送取扱所※3の設置等の許可
※3 2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものを除く。
- ・都道府県知事による危険物取扱者試験の実施および免状の交付
- ・都道府県知事による消防設備士試験の実施および免状の交付
- ・都道府県知事による市町村に対する気象の通報
- ・消防本部を置かない市町村の区域における都道府県知事の火災調査原因調査
- ・都道府県知事による他の市町村に対する救急業務の実施の要請および一定の場合における都道府県による救急業務の実施

都道府県の消防

③石油コンビナート等災害防止法に基づくもの

- ・都道府県の防災上の一般的責務
- ・都道府県知事^{※4}に対する特定事業者からの各種届出の受理
※4 特別区ならびに消防本部および消防署を置かない市町村の区域に係るものに限る。
- ・都道府県知事^{※4}による特定事業者に対する防災規定の変更命令および違反した特定事業者に対する施設の使用停止命令
- ・都道府県知事^{※4}による特定特定事業者に対する共同防災規定の変更命令および違反した特定事業者に対する施設の使用停止命令
- ・都道府県知事による主務大臣に対する広域共同防災組織設置等に関する意見の提出、特定事業者を代表するものからの各種届出の受理ならびに特定事業者に対する広域共同防災規定の変更命令および違反した特定事業者に対する施設の使用停止命令
- ・都道府県知事^{※4}による特定事業者からの防災業務の実施状況に関する報告の徴収
- ・都道府県知事^{※4}による特定防災施設等に係る措置命令、防災業務に係る改善措置命令および違反した特定事業者に対する施設の使用停止命令
- ・石油コンビナート等防災本部による石油コンビナート等防災計画の作成
- ・都道府県知事による主務大臣に対する特別防災区域指定等に関する意見の提出
- ・都道府県知事による特定事業者のからの報告徴収
- ・都道府県知事による特定事業所への立入検査

④液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律、高圧ガス保安法および火薬類取締法に基づくもの

- ・都道府県知事による各種取締および規制事務

⑤水防法に基づくもの

- ・都道府県による水防管理団体の水防の実施の確保
- ・都道府県知事による水防管理団体の指定
- ・都道府県知事による当該都道府県の水防計画の決定
- ・都道府県知事による洪水予報または水防警報の通知
- ・都道府県知事による浸水想定区域の指定
- ・都道府県知事による水防信号の決定
- ・都道府県知事等による居住者に対する立退の指示
- ・都道府県知事による水防管理者等に対する指示
- ・都道府県知事による指定管理団体における水防団員定員の基準の決定
- ・都道府県知事による水防管理団体からの報告の徴収
- ・都道府県知事による水防管理団体に対する勧告および助言
- ・都道府県知事等による資料の提出命令および立入検査

⑥災害対策基本法に基づくもの

- ・都道府県の防災上の一般責務
- ・都道府県知事による市町村防災会議を設置しないことの承認、市町村地域防災計画の作成または修正の協議
- ・都道府県防災会議による都道府県地域防災計画の作成
- ・都道府県知事等による災害予防の実施
- ・都道府県知事等による災害応急対策の実施
- ・都道府県知事による被害状況等の報告
- ・都道府県知事によるによる予報、警報等の通知等
- ・都道府県知事による応急措置の実施、関係者に対する従事命令等、市町村長に対する指示、市町村長の実施すべき応急措置の代行、他の都道府県知事等に対する応援の要求

都道府県の消防

【都道府県の消防学校】

- ・都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独にまたは共同して、消防職員および消防団員の教育訓練を行うために、消防学校を設置しなければならない。
- ・(政令)指定都市は単独にまたは都道府県と共同して、消防学校を設置することができる。